



## 2. 不適切な行為の主な例

「プール金」、「還流行為」等の不適切な行為も認められません。不適切な行為も場合によっては以下の3に示す処分の対象になることがあります。

### ■プール金

目的の如何に関わらず、研究費の不正な使用または処理等で発生した差額等を研究室や個人等が管理すること。

### ■還流行為

学生等に支払われる給与や謝金、旅費などが一旦支給された後に、その全部または一部を回収し、私的流用や、研究室の維持・運営に必要な経費等にアてるなどすること。

※学生等本人の承諾があつたとしても、社会通念上不適切な行為とみなされます。

## 3. 研究費の不正な使用または処理等に関する処分

### ■研究者個人に対する処分

#### ・ 義塾の処分

研究費の不正な使用または処理をなした者等に対する調査の結果、「賞罰規程（就）」（昭和27年3月31日制定）に定める懲戒処分が適当と研究コンプライアンス委員会により判断された場合、不正の程度、悪質性に応じて、誹責、減俸、停職、諭旨退職、懲戒解雇のいずれかの懲戒処分案が塾長に上申されます。

（「公的資金の不正使用に対する懲戒処分上申に関する規則」参照）

#### ・ 資金配分機関の処分

##### ① 応募資格制限

資金配分機関により、競争的資金への申請及び参加資格が、最大10年間制限されます。

（「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）参照）

##### ② 資金の返還

研究費の不正な使用または処理があつた場合は、資金配分機関の交付決定の取消し処分、研究費の返還命令処分が下ることがあり、研究費の不正な使用または処理を行った研究者がこれを負担します。（「公的資金の支出に関する規則」第8条）

また、場合によっては、研究費を受領した日から年率10.95%の加算金、および未納の場合は未納日から年率10.95%の延滞金がこれに加算されます。（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第4章参照、国以外の行政機関からの補助金である場合は条例・規則等を、契約を締結している場合や契約内容も確認してください。）

#### ・ 法的措置

大学や資金配分機関等から、刑事告発や民事訴訟等の法的措置を受けることがあります。

（「公的資金の不正使用に対する懲戒処分上申に関する規則」参照）

#### ・ 刑事処分

悪質な事案の多くは詐欺罪が適用されています。

### ■研究機関に対する処分や影響

- ・ 研究費の不正な使用または処理に係る研究費の返還など
- ・ 研究機関に対する間接経費の削減措置
- ・ 機関としての信用失墜
- ・ 不正調査にかかる膨大な時間・コストの負担

URL

<https://www.research.keio.ac.jp/internal/forms/OI.html>